

令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル

第3回本部委員会

会 議 録

日 時：2024年10月29日（火）午後3時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（川村市民自治推進課長） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を開催させていただきます。

なお、上田委員からは欠席のご連絡をいただいております。池田委員から連絡は来ていないのですけれども、多分、遅参だと思われます。

本日のこの会議は公開で行われておりまして、後ろの席に市民やマスコミの方がいらっしゃることもございます。また、会議の内容は、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになります。そのため、各席に録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使っての発言をよろしく願います。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、別紙1の次第、別紙2の配席図です。ただ、図と異なりまして、委員長と副委員長を今日は逆にセッティングしてしまいました。申し訳ございません。続いて、資料1のさぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性について（案）、資料2の審査のあり方についての①と②となります。

お手元がない資料がございましたらお知らせをいただけますでしょうか。

それでは、ここから議題に入ってまいります。

進行は倉知委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○倉知委員長 それでは、議題1のさぼ一とほっと基金の制度見直しについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） お手元にお配りしました資料1のさぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性について（案）をご覧ください。

こちらは前回会議の資料でございますが、会議で皆様からいただいたご意見を反映したもので、現在、議事録などとともにホームページで公開しております。

修正点についてですが、現時点での案であることを明らかにするため、表題に案を追加し、表の下部にスケジュールを追加しました。また、委員のご意見を追記するなどの修正を行っております。

スケジュール欄をご覧ください。

本日は、この後、6の審査のあり方について事務局からご説明させていただき、その後ご審議をいただきます。また、次回12月の会議では5の申請、報告について、を議題とさせていただきたいと思っております。残る2の団体指定助成、3と4の助成対象経費については令和7年度の検討事項とさせていただきたいと存じます。

引き続きのご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-1の審査のあり方について①をご覧ください。

本日は、事業検討部会の委員の皆様にもご議論をいただくため、まずは現在の助成制度と審査方法についてご説明させていただきます。

初めに、寄附の種類についてご説明します。

左上の黄色の表をご覧ください。

さぽーとほっと基金は市民、事業者からの寄附により運営していますが、基金の特色として寄附者が寄附の行き先を選ぶことができます。

寄附の種類は大きく4種類あり、指定なし寄附、分野指定寄附、テーマ指定寄附、団体指定寄附があります。

それぞれの寄附の内容です。

指定なし寄附は、特定の分野やテーマを指定せず、広く札幌市のまちづくりを応援したいというもので、ふるさと納税ポータルサイト経由の寄附の多くはこちらになります。

二つ目の分野指定寄附は、四つの活動分野があり、①の保健、医療、福祉の増進、②のまちづくりの推進、③の文化・スポーツ・観光・経済などの振興、④の子どもの健全育成のいずれかを指定した寄附です。

三つ目のテーマ指定寄附は、活動テーマを指定してのもので、令和5年度は、被災者支援活動基金のテーマとして、東日本大震災被災者支援、北海道胆振東部地震被災者支援、新型コロナウイルス感染症対策市民活動の3種類を募集しておりました。ただし、令和6年度からは、これらの助成を廃止したため、寄附の受付を停止しております。

四つ目の団体指定寄附は、さぽーとほっと基金の登録団体を直接指定するもので、令和5年度末時点で296団体が登録されています。

市民の方からお寄せいただいた寄附金は、寄附者の思いを尊重して、原則として、寄附の種類に応じた助成に活用しております。例えば、分野指定寄附で子どもの健全育成分野に寄附があった場合には子どもの健全育成分野事業のための助成金として活用しております。

次に、助成の種類についてです。

隣の青色の表をご覧ください。

助成の種類は、団体のライフステージに応じて、スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成、団体指定助成の四つがあります。

助成の内容ですが、スタートアップ助成は、設立3年以内の団体を対象とした事業立ち上げ支援に当たります。原則、さぽーとほっと基金による助成を受けるためには、さぽーとほっと基金への団体登録が必要で、登録には1年以上の活動実績や10人以上の構成員がいることなどの要件を満たす必要があります。ただし、こちらのスタートアップ助成については団体登録を不要としており、構成員は5人いれば助成が受けられるなど、助成の要件を緩和しており、スタート期の団体の支援を行っております。

続いて、分野指定助成では、先ほどの寄附の種類でご覧いただいたように、保健、医療、

福祉の増進など、四つの活動分野での助成を行っております。

分野指定助成ですが、これまでは、募集の際に分野と冠基金のそれぞれで募集枠を設けており、団体は分野または冠基金を選んで応募していました。しかし、前回会議でご議論をいただいた冠基金の取扱いについてのとおり、今後は募集を4分野のみで行うこととなりましたので、令和7年度からは、冠基金ごとの募集は行わず、①の保健、医療、福祉の増進、②のまちづくりの推進、③の文化・スポーツ・観光・経済などの振興、④の子どもの健全育成の四つの分野で募集を行ってまいります。

続いて、テーマ指定助成ですが、昨年10月に答申をいただいて策定した第4期市民まちづくり活動促進基本計画を踏まえ、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの重要概念であるユニバーサル、ウェルネス、スマートをテーマに設定しており、令和6年度はウェルネスについて助成を行っております。

なお、次年度のテーマにつきましては次回会議の議題とさせていただきたいと思っております。

そして、最後の団体指定助成についてですが、こちらは市民から団体指定の寄附を受けた団体だけが申請できるもので、事務局では、団体指定の寄附を受け付けますと、当該団体にその寄附額をお知らせしており、団体は活用可能な寄附額の残高を踏まえて助成の申請を行うものです。

また、助成率や助成上限については令和6年度から引上げを行っておりまして、スタートアップ助成では助成上限額を5万円から10万円に引き上げております。そして、分野指定助成では、これまで助成率は5割、助成上限額は50万円でしたが、助成額が50万円以下の場合は助成率を5割から8割に引き上げたほか、助成上限額を100万円まで引き上げております。

続いて、審査の方法ですが、助成の種類によって審査方法が異なります。

スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成は、年1回から2回の公募を行っております。このうち、分野指定助成、テーマ指定助成は、公開でのプレゼンテーション審査への参加を必須としており、団体による事業説明、プレゼンテーションの後、質疑応答の時間を設けております。また、全ての団体によるプレゼンテーション審査を終了した後、委員による協議を行い、助成団体や助成額について意見を取りまとめております。

プレゼンテーションや質疑応答については、助成の種類や申請額に応じて、特に高額の申請についてはより慎重な審査を行えるような時間配分としております。一方、団体指定助成は随時募集を行っており、2か月に1回、書類による審査を行っております。こちらは、公開プレゼンテーションのように、委員が一堂に会しての質疑応答や協議はなく、書面での協議を行っているものです。

続いて、左下の円グラフをご覧ください。

こちらは、令和5年度の交付決定件数と助成金額の状況です。

円の外側は助成金の交付を決定した件数、内側は助成金額となっております。

令和5年度は、計140件の交付を決定し、最終的に4,796万3,000円の助成

を行いました。交付決定数の約60%、金額ベースですと約50%が公募の分野指定助成、テーマ指定助成、スタートアップ助成となっています。

なお、こちらの交付決定件数につきましては、年度途中で事業を中止したようなものも含まれているため、年報等でお知らせします助成件数とは一致しておりません。

次に、真ん中のグラフをご覧ください。

こちらは、直近10年間の分野指定助成とテーマ指定助成の申請件数と交付決定件数の推移です。

テーマ指定助成では、震災での被災者支援に関する助成として、平成23年度から東日本大震災被災者支援、平成31年度からは北海道胆振東部地震被災者支援を、令和2年度から令和5年度までは新型コロナウイルス感染症対策市民活動をテーマに加えて助成しておりましたが、これらは、一定の役割を終えたとの整理で令和5年度をもって廃止しております。

そして、令和6年度から新たなテーマ、ユニバーサル、ウェルネス、スマートでの助成を開始しております。

棒グラフの申請件数をご覧ください。

青色が分野指定の件数、オレンジ色がテーマ指定の件数、棒グラフ全体が合計の件数、すなわち、公開のプレゼンテーション審査の実施件数となります。

全体の傾向としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申請件数が一時減少したものの徐々に回復し、令和6年度には公開プレゼンテーションの審査の件数は過去最多となりました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、臨時審査部会での書類審査により交付を決定していることから、プレゼンテーション審査は行っておりません。

また、折れ線グラフは交付決定数の推移です。

令和6年度は、前期は73件の申請があり、59件の助成を決定、後期は37件の申請があり、23件の助成を決定しています。また、申請件数の増加に伴い、助成要件を満たしていないような事業についての申請も増えております。

次に、右下の棒グラフをご覧ください。

こちらは、令和4年度から令和6年度の分野指定助成とテーマ指定助成の申請の状況を申請額別に表したものです。

令和6年度からは、分野指定助成の助成率や助成上限額を引き上げたこと、また、新たなテーマ指定助成の開始により高額の申請が増えております。

ここで、現状のまとめですが、資料の上部をご覧ください。

分野指定助成、テーマ指定助成ではプレゼンテーション審査を行っておりますが、令和6年度からの助成制度の見直しにより、分野指定助成、テーマ指定助成の申請件数が増加しており、この結果、プレゼンテーション審査の件数が増加しております。

特に、申請件数の多かった令和6年度の前期審査では、審査委員の方に朝9時から夜9時までの長時間の審査に協力していただくこととなり、審査部会の委員の皆様からプレゼンテーション審査に係るご意見をいただいております。その中では、プレゼンテーション審査後の協議時間について十分な時間が必要だとのご意見やルールを守れない団体に対しては受付をお断りしてもよいのではという意見をいただいたところです。

そこで課題ですが、右側をご覧ください。

申請件数の増加等に伴い、今の審査方法では十分な協議を行うことが困難になっていることから、審査や協議の見直しが必要となってきたこと、また、助成対象事業の要件を満たしていない事業の申請が増えたことへの対応が必要と考えております。

現状についてのご説明は以上となります。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 続いての説明を事務局からお願いいたします。

○事務局(下宮市民活動促進係長) それでは、資料2-2の審査のあり方について②をご覧ください。

ただいまご説明した現状や課題、そして、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、事務局で見直し案を検討いたしました。

まず、見直し案についてご説明させていただきます。

見直し案では、一つ目として、プレゼンテーション審査と書類審査を効果的に組み合わせることで効率的な審査を行い、十分な協議時間を確保し、委員の協議をより充実させること、二つ目として、委員のご意見、事業改善に関する助言などを団体に伝えて団体の成長へつなげること、三つ目として、申請された事業が助成対象事業の要件に合致しているか否か等について事務局での事前チェックを厳格化するとともに、団体へこの旨の周知を工夫することを行っていきたいと考えております。

具体的な見直し案の内容と効果についてご説明します。

見直し案の一つ目は、プレゼンテーション審査の見直しです。

こちらは、一定額以上の申請のみをプレゼンテーション審査により行うというものです。これにより審査後の委員協議に必要な時間を現状より多く確保したいと考えております。

金額設定についてですが、これまでの申請額の分布状況等を考慮し、助成の申請額30万円で線引きすることを考えております。30万円を超える申請は、これまでどおり、プレゼンテーション審査を行い、30万円以下のものは書類審査を行います。

なお、書類審査については、現在、団体指定助成で行っている書面による質疑応答の機会は設けず、スタートアップ助成と同様に申請書類の記載内容のみによる審査を行っていただくことを考えております。このような見直しを考えた理由は後ほど詳しくご説明させていただきます。

また、プレゼンテーション審査についてですが、団体からの事業説明、プレゼンテーシ

ョンの時間よりも質疑応答の時間を充実させたほうがよりよい審査ができるとの審査委員からのご意見を踏まえまして、プレゼンテーションの時間を短縮し、質疑応答の時間を充実させたいと考えております。

こちらの表に示した時間は令和6年度と同じくらいの申請があった場合を想定しての時間配分としておりますが、申請数の変動等により変更の可能性があることを申し添えます。

これらのプレゼンテーション審査の見直しによって委員による協議時間を十分に確保し、協議をさらに充実させ、市民からの寄附金が助成制度の趣旨に沿ってより適正に用いられるようにしたいと考えております。

また、少額の助成を希望する団体については、書類審査とすることで団体の負担を軽減するとともに、申請団体の増加につなげ、ひいては、よりよい事業の申請の増加を図ってまいります。

あわせて、後ほど詳しく説明しますが、助成事業の公平性や透明性を高めるため、団体の申請に対する責任と申しますか、心構えのようなことを高めていただくような効果も狙っているところです。

次に、二つ目の見直しは、不交付決定団体に対しての通知の工夫です。

これまで、不交付決定の場合には団体には不交付の理由として採点結果のみを通知していましたが、今後は、委員の方々のご意見、例えば、事業改善や次回申請に向けての助言などをできるだけお知らせしたいと考えております。そのため、協議の時間において、不交付団体に向けての委員の意見も取りまとめていただき、その結果を団体にフィードバックしたいと考えております。

この見直しにより、不交付団体は、委員からの助言等を受けることで今後に向けて事業をレベルアップさせることができるようにしていきたいと考えております。

三つ目は、事務局での事前チェックをより厳格に実施するというものです。

この事前チェックや仮審査の内容については委員による審査の参考情報としていただくことを考えております。

これまでは、事務局と団体との間で瑣末な不備の修正等を含め、相当数のやり取りを行い、ようやく申請書類が受付完了となるというような経過をたどってございました。

不備としましては、そもそも提出書類が不足していたり、必要事項が記載されていなかったり、記載内容が不十分であるために対象経費となるか、対象事業となるかを判断できなかったりといったことです。また、書類の中で整合性が取れていない、あるいは、記載誤りといった不備を事務局が指摘しても団体が修正に応じないケースも多々ございました。

これまでは、そのような団体について、事務局が粘り強く助言や指導を行っており、また、繰り返しの修正に対応していただけないような場合には事務局が書類作成を補助するような対応も行っておりました。こうした過程を経て、委員の皆様にはようやく整った状態での申請書類をご覧いただいていたところでした。

しかし、今後は、事前チェックの厳格化としまして、これまで同様に事務局において不

備がないかのチェックはもちろん行うものの、これまでのように団体に対して書面上の不備がなくなるまで繰り返し助言等を行うことはしないこととしたいと考えております。

また、事務局からの一定の助言等に対して団体で修正対応をしていただけない場合には、こうした記載上の不備が書面上あることなどを明らかにしつつ、かつ、団体が修正に応じない旨も委員に共有させていただき、それらを踏まえて審査していただくことにしたいと考えています。

委員の皆様には、審査を行う判断材料の一つとして、公的な助成金を活用した事業を行うに当たって適切な団体か否か、あわせて、助成金の公平性や透明性を確保するといった点も採点いただく際の参考としていただきたいと思いますと考えております。

また、助成対象事業ではないような事業、助成要件を満たしているかの疑義が生じる事業については事務局からその旨を団体に伝えて、事業内容の見直し等を助言してまいりたいと考えております。課題にもございましたように、助成対象事業の要件等については分かりやすく伝えるよう、募集要項の記載の工夫を検討しております。

これまでは様々な事項について詳しくお伝えしていたこともあり、それが逆に団体にとって分かりづらい記載になっていた部分を改めたいと考えております。また、団体向けの説明会と併せ、丁寧に説明していきたいと考えております。

そして、先ほど申し上げたような団体からの書類申請の不備につきまして、団体が提出する時点で一定程度防げるよう、スマート申請の導入や様式の工夫について検討を進めておりまして、こちらについては次回の12月の議題とさせていただき予定です。

このような見直しを行うことでさぼりとほっと基金を活用した助成金事業が市民目線でもっと適正に活用されるようにしてまいりたいと考えております。

ここで、プレゼンテーション審査の見直しに当たり検討した内容をご説明したいと思います。

資料の右側をご覧ください。

1枚目の資料でお話ししましたとおり、現在、公募助成のうち、分野指定助成、テーマ指定助成は、プレゼンテーション審査を行い、団体指定助成では書類審査を行っております。今後は、見直し案のとおり、助成額が30万円以下の申請について書類審査としたいと考えており、その内容についてご説明させていただきます。

こちらの青色の表は、プレゼンテーション審査と書類審査を比較したものです。

プレゼンテーション審査のメリットとしましては、対面での質疑応答により、疑義をその場で団体に確認できること、また、団体による事業説明の後、その場で委員から団体に事業改善のポイント等を直接伝えることができ、団体の成長を促す一助となっていること、また、プレゼンテーション審査を公開することで市民の方に団体の活動、事業を知ってもらい、助成金の透明性を確保する一助となっているという点があります。

一方で、デメリットとしては、プレゼンテーション審査と質疑応答には相応の時間がかかり、十分な協議時間を確保することが難しくなっていること、また、団体からは、

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケートにおいて、回答をいただいた約120の団体のうち、4分の1の団体からプレゼンテーションが負担になっているとの意見が寄せられております。そして、先ほど、メリットとしてお話しした市民の方に活動を知ってもらえるという点についてですが、現在、傍聴の大半は自らのプレゼンテーションの順番を待つ団体の関係者であり、市民の方の傍聴がほとんどおらず、狙っている効果を生み出せていない状況となっております。

次に、書類審査についてですが、ここでは、まず、団体指定助成で行っている書類審査の方法についてご説明します。

団体指定助成では書類審査と書面による質疑応答を併せた形で実施しています。具体的には、審査委員に書類審査をしていただく際、委員の方から団体に対する質疑を取りまとめ、それを団体に投げかけ、さらに、団体からの回答を取りまとめて、委員に再度共有して最終決定という流れとなっております。また、書面による質疑応答は、団体とのやり取りに相当な時間を要するため、スケジュールの兼ね合い等から質疑は1往復のみとなっております。委員からの質問と団体からの回答がかみ合わず、結果的に疑義が解消と言えないままとなることもございます。

この書類審査方法ですが、審査委員にとっては書面での質疑応答により一定の疑義を確認できること、団体にとってはプレゼンテーション審査ほどの負担がないという長所があります。一方で、短所としましては、書面による質疑応答の仕組みについて、書類審査から読み取れない事項、例えば、事業内容の疑義や経費の不明点などについて委員から質問を行うことができるというメリットがありましたが、逆に、団体にとっては、申請した後も、書類上、読み取れない部分に対する補足が認められる、要するに、書類上で完璧に伝える必要はないとの誤解を与えており、結果的に団体の成長を妨げることにつながっていると団体とやり取りする中で事務局では感じております。

本来、委員と団体が質疑応答することの目的は、委員がこのような市民目線で審査しているということを団体に伝えることで、団体側にも市民目線でも事業を考えることが大切だと学んでいただき、こうしたやり取りを通じてさぼりとほっと基金を活用する団体としての成長につながっていくことを目的にしていると考えます。

繰り返しになりますが、現在行っている書面による質疑応答の仕組みでは、団体としては、委員から質問されたけれども、結果的に助成金が交付されたので、問題はなかったというように受け止められてしまっており、事務局としてはせっかくの質疑の趣旨が活かされていないと感じております。

さらに、このような書面による質疑応答の機会ですが、団体からはこのやり取り自体が負担だとする声も寄せられる状況となっております。しかしながら、団体指定寄附はその団体を応援したいとの思いを持つ市民から寄せられる寄附であり、寄附金もその団体しか活用できないものです。したがって、その団体を応援したいという寄附者の意向を最大限尊重することが寄附を有効活用することにつながるとの考えから、団体ができるだ

け助成を受けられるよう、事務局では先ほどご説明したような対応をしており、これまで不交付や減額の決定は極めて少なくなっているのが、現在、書類審査で行っている団体指定助成の状況となっております。

一方で、今回、見直しを検討している公募による助成においては、まず、審査委員の負担軽減等の観点から、30万円を超えるものについてはプレゼンテーション審査により、そして、30万円以下のものについては書類審査により行うことを先ほどご説明させていただきました。しかし、30万円以下のものに係る書類審査の方法については、団体指定助成において実施している方法とは異なるやり方、具体的には、委員と団体の書面による質疑応答は行わず、申請書類のみで書類審査を行うことが適切と考えております。

その理由ですが、団体指定助成と異なり、公募による助成では、基金の公平性や透明性を確保した市民目線による事業助成を行う観点が大変重要と考えているからです。したがって、団体は、事業内容ややりたいことを書面上でしっかり審査委員に市民目線をもって伝え切る必要があります。また、その考えを団体にもしっかりと持ってもらうことがさぼりとほっと基金の活用団体としての成長につながるものと考えます。

現在の状況を考えますと、団体によっては、書類上の体裁を整えられない、あるいは、事業内容を上手に記載できないといった初歩的な部分で不交付決定となる事例が増えることが想定されますが、基金の公平性や透明性を高める観点、あわせて、団体の成長を促す観点においては、あえてこのような審査方法に改めることが適切と事務局としては考えております。

なお、公募助成について、まちづくり活動団体、任意団体も含め、広く助成することが目的であることを踏まえますと、書類審査のみとするということは、申請手続の簡略化という側面から、ただいまの説明の中で例示したような一部の団体を除いては負担軽減になるとも考えております。

最後に、これまでの審査方法の変遷についてご説明いたします。

制度開始当初は、書類による1次審査、そして、2次審査としてプレゼンテーション審査を行っておりました。

しかし、1次の書類審査で不交付を決定する事例は少なく、その理由としましては、書類上で疑義があるようなケースについては、そこで落とすのではなく、プレゼンテーション審査で確認するというような考えの下、平成27年度に、原則、プレゼンテーション審査に一本化した経緯がございます。

また、令和3年度に、原則、プレゼンテーション審査としつつも、書類審査のみも可能としましたのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点でありますので、先ほどの見直しとは観点が異なります。

このたび公募による助成の審査方法を見直すに当たりまして、制度当初に行っていたように、1次の書類選考を経たものが2次のプレゼンテーション審査に進む方式に戻すということも検討しました。しかしながら、事業助成に対する公平性や透明性を高める観点と

いう意図が団体に伝わらず、結果的に、団体から申請書類等に改善が見られない場合、結局、当時と同じように、1次の書類審査が機能せず、2次プレゼンテーション審査に回すといった流れになり、その結果、現在の課題であるプレゼンテーション審査の委員負担の軽減とならないことを懸念いたしました。

したがいまして、今回のご提案のとおり、申請金額による明確な基準を設け、プレゼンテーション審査と書類審査を分けることが申請する団体にとっても審査する委員側にとっても効率的で効果的であると考えたところです。30万円を超える事業助成を希望する団体は、申請書類と併せてプレゼンテーションでしっかりと委員に内容等をお伝えしていただき、30万円以下の助成を希望する団体は、申請書類でしっかりと委員に伝えていただく、そして、厳しい言い方ですが、申請書類すら整えられない団体は市民目線での公平性と透明性を確保する観点により不交付となる可能性が高い、このような趣旨のご提案となります。

事務局からの説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見を承ります。

まず、私から1点質問です。

表では分野指定30万円未満とある一方、資料では30万円以下の申請はとなっているのですね。つまり、30万円だとどちらなのでしょう。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 失礼しました。

30万円以下と30万円を超えるが正しいです。表記が誤っておりました。申し訳ありません。緑色の表は30万円以下と30万円を超えるが正しいということです。会議資料を公開する際は訂正いたします。

○倉知委員長 今日は議題1だけで終える予定です。皆さんからご質問やご意見はありませんか。何か気になることなどがあつたら、どんなことでもいいので、ご意見を下さい。

○吉岡副委員長 審査のあり方についての①の右下に申請額別の申請件数（分野・テーマ）とあり、金額ごとの件数が表示されていまして、令和4年度、令和5年度、令和6年度と徐々に増えてきて、この先もさらに増えていくような感じがします。そうだとしますと、30万円以下は書類でいいのですけれども、審査数は相変わらず多いままとなるのではないのかという心配があるのです。これは蓋を開けてみないと分からないと思うのですけれども、30万円を切るというところが妥当なのでしょう、そのあたりを教えてくださいませんか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） これまでの申請額を踏まえますと、30万円以下のものが4割ぐらいとなっていたので、今回は30万円というご提案をさせていただきました。

ただ、今、吉岡副委員長がおっしゃったとおり、今後も申請額が多いものが増えていくということがあつた場合は、改めて、その時点で申請額はどこで線引きしたらいいのかを

議論する時期が来る可能性はあるかと思えます。

○吉岡副委員長 単純に比べて計算すると、令和6年度だと38件が書類に回るということですよね。今後の件数によってはそこをまた見直す必要があるかもしれませんが、ひとまず、委員の負担が少しでも軽減されるのであればよい改善だと思います。

○倉知委員長 ほかに何かご意見やご質問はありませんか。

○千田委員 実際に団体の皆さんとコミュニケーションを取られている事務局の方々がいかに苦勞されているかということもご説明の中で伝わってきましたし、その中で、私たちとして課題に感じていたお伝えしたこととのバランスを取りながら今回の案を作成されたのだなということがよく伝わってきました。お疲れさまでした。

ちなみに、団体指定はこの資料2-2の左の緑色のところの案では記載されていませんが、特に今までと変更はないということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 団体指定助成についての審査方法はこれまでどおりとしたいと考えております。

なお、来年度には団体指定助成の在り方について検討していただこうと思っておりますので、その中で審査方法も見直ししたほうがいいのではということになれば、そこで議論していきたいと考えております。

○千田委員 それにも関わることです。

今の議論の場にはなじまないかとは思いますが、実際に審査をしている中で、団体指定助成に関しては、寄附者の意向を最大限に尊重し、交付を前提とした審査ということは理解した上でのことですけれども、プレゼンを行い、直接、疑問を投げかけたいというようなことを感じる場面も結構あります。その上で、先ほど出されました30万円という区切りが適切なのかです。もちろん、軽減しようとしてくださったということはよく理解できるのですけれども、適切なのかなと感じています。

おっしゃられていたように、令和6年度は大体4割が30万円未満ですけれども、その前の年度は6割が30万円未満なのです。年度によってもばらつきがあると思えますし、活動の申請内容によって増減するでしょうから、それこそ蓋を開けてみないと分からないのですけれども、それだけの件数に対して1往復の質疑応答で本当に解決できるのか、こちらの意図することが伝え切れるのか、心配しています。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 申し訳ありません。私の説明が悪かったのですが、今回の書類審査につきましては質疑応答を行わない形です。スタートアップ助成と同じように、出てきた書類だけで判断し、委員の方から団体に質問を投げかけて返すということを行わないことにしたいと事務局としては考えておりました。

○千田委員 今、団体指定の書類審査として質疑応答を1往復していることもカットするということですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 団体指定助成は変えず、今までと同じやり方といたします。今回、見直しの提案をさせていただいているのは分野指定助成のほうで、30万

円以下のものは書類審査でやりますということです。

その書類審査のやり方は、団体指定でやっている書類審査のやり方の1往復するというものではなく、書類だけとするということです。その心はといいますと、先ほども説明で申し上げましたとおりで、言葉は悪いですがけれども、不完全な書類を出しても後の質疑応答で確認してくれるからいいというような感じで団体に受け止められてしまっているということがあるからです。

つまり、基金を使って事業をきちんとやっていく団体としての成長を促すという観点からしますと逆の効果が出ているのではないかとということで書類審査だけにする、その代わりに書類でちゃんと伝え切ってくださいということです。今まででしたら、やり取りを何回もして、書類はこのように書いてくださいなど、いろいろとやっていますけれども、それがなくなるので、結果的に落ちてしまうという団体が増えます。しかし、それは致し方ないのかなと思っておりましたが、そういうご提案をさせていただきました。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○吉岡副委員長 年に2回公募されているので、書類が不備であって不交付になっても、委員の意見もつけてお返しするわけで、それを踏まえ、半年後の公募に再チャレンジしていただきたいというきっぱりとした姿勢で臨むというイメージでしょう。それも一つのやり方だと思いますけれども、皆さんはどうでしょうか。私はありではないかと思います。

恐らく、それに向けてのある種の研修やアドバイスの時間などを設けて入ってもらうなどもされるのでしょうか。また、今、ほかの申請についてもパソコン上できちんと書かないと次に進めないというものも随分ありますので、そういうものにも慣れてもらって、しっかり記入してもらい、書類を整えてもらうということを身につけていくのも必要な力ではないかと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 補足いたします。

書類の不備があったから全部を落とすというわけではありません。当然、我々としても、今やっている体裁を整えるということなどはやる予定です。

ただ、これも言葉が悪いですがけれども、ひどいものは手取り足取りといいますか、結局、一から事務局がつくっているという状態のものもあるのです。そういうものが今後は落ちていくということです。

○倉知委員長 変わることは応募団体にちゃんと事前に教えるわけですね。

分野指定で30万円以下のものは書類申請となり、質疑応答のやり取りはないなど、変わったところを教えた上で、駄目だったとしても次回にチャレンジしてくださいとあらかじめ言うわけですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） おっしゃるとおりです。

今回、申請方法の見直しがあった場合は、次回の募集要項の配付時にももちろん通知いたしますし、募集に向けての団体への説明会を、毎年、1月か2月にやっているのですが、そこでも説明したいと考えております。

○倉知委員長 ほかに何かありませんか。

○土田委員 話を聞くと、かなり長時間にわたって審査員の人たちが拘束されるということのようですね。締切りが近づき、せっぱ詰まってきて大変なのでしょうけれども、1日だけ、朝の9時から夜遅くまでやるというのではなく、件数によって2日に分けられるというようなことはできないのでしょうか。委員としては2日に分けられるくらいだったら1日でやったほうが良いという考え方もあるのでしょうかけれども、話を聞くと正常ではないですね。

今後、増える可能性もあるというような話でしたので、応募期間から締切りまでの時間を少し多く取って、調整しながらやれるような方法はないのでしょうか。件数が少なく、1回でやることができれば一番いいのでしょうか。でも、これはやはり無理かなということであれば、今後はそんなことも弾力的に考えていく必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、今回、書類審査とプレゼンテーション審査の2通りの審査方法にすることがありますので、事務局としましても、締切りを少し前倒して、委員に書類を見ていただく時間をしっかりと設けたいと考えております。

また、今、プレゼンテーション審査が朝から夜までの長時間にわたるくらいであれば、2日間に分けるという方法もあるのではないかとのご提案をいただきました。我々もその方法を検討したのですが、審査部会の委員の皆様には、前期と後期で2日間、公開のプレゼンテーション審査に参加していただいていることに加え、2か月に1回、書類ではとはいえ、審査を行っていただいております、今以上のご負担をおかけするのは難しいのかなと考えています。

そして、公開のプレゼンテーション審査については、プレゼンテーションを行う団体の参加のしやすさも考慮する必要があります。例えば、平日に仕事をされている方もいらっしゃるのでは、審査を土日に行っています。そのほか、会場の確保、あるいは、委員の皆様の日程の確保なども含め、スケジュールの調整の難しさを考えると、1日を2日に増やすということには難しさがあるかと考え、このようなご提案をいたしました。

○吉岡副委員長 審査する委員数はもう決められているのでしょうか。この先、件数が増えるのだったら、場合によっては委員数を増やすということで負担が減るのではないですか。審査をする委員についての規則は何かあるのですか。

○倉知委員長 結局、10件あるから1人2件ずつということではないのです。委員数を増やしたから負担が減るわけではなく、同じ団体のものをみんなで見るから、委員が増えても一緒なのです。

○吉岡副委員長 前期委員、後期委員にするのはいかがですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、吉岡副委員長が言ったのは、前期募集の1日目はA委員からD委員まで、2日目は残りの委員がやるということですね。つまり、こちらにいる皆さんが審査委員となるということでしょうか。

- 吉岡副委員長 審査する委員を増やすということです。
- 倉知委員長 書類担当委員などをつくるということですね。
- 吉岡副委員長 書類担当委員や審査委員などを倍増させ、委嘱することは可能なのかという質問でした。
- 事務局（川村市民自治推進課長） テーブル委員の皆様としてそういう方法がいいということであれば我々としてはありだと考えます。ただ、今の事業部会の方の負担が相当増えるという懸念はあります。
- 倉知委員長 事業検討部会の方々がサポートに入るといような感じとなり、負担が増えるだけだと思います。
- 事務局（下宮市民活動促進係長） 審査方法ですが、決まった点数があつて、参加される委員の数を掛けるというものでして、5人が参加されるということでの評点にしているものですから、もし増やすとなると、今まさにおっしゃったような事業検討部会の方も審査委員を兼任していただくことになってしまいます。
- 吉岡副委員長 私がお伝えしたのは、事業部会と審査部会には線引きをつけるとしても、審査委員数を増やしたらどうかというイメージでした。伝わっていなかったようですけれども、そういうことです。
- 事務局（下宮市民活動促進係長） 促進テーブルの委員数は10名と決まっています、それを5名、5名にするのか、10名、5名にするのか、割り振りをどうしていくかということになります。
- 吉岡副委員長 今年度のことではなく、将来的に促進テーブルの10名という委員数を変えようとするときは何を変えることになるのですか。規則か条例ですよ。きっと何か決まりがあると思うのですけれども、今すぐではないにしても、この先、市民活動が非常に盛んになって、本当にたくさんのお金が集まり、やりたいという人たちも増えてくるのだったら、10人では回らないということも将来的にはあると思うということです。
- 事務局（下宮市民活動促進係長） 将来的に、今の人数ではもう審査が回らなくなったときには、条例の改正といったこともあり得ると思います。ご意見として承ります。
- 倉知委員長 今、負担を減らすために30万円という基準を設けてやろうとしていますよね。将来的には、例えば、プレゼンが必要なものを30万円から50万円に変えたとしても、応募の数が多ければ、その分、書類審査の負担はすごく増えるということですよ。
- 事務局（下宮市民活動促進係長） 書類審査とするか、プレゼンテーションとするかについて、今回、金額で区切りましたが、応募総数が増えれば、当然、審査の負担は大きくなってしまいます。
- 倉知委員長 ほかに何かご意見はございませんか。
- 繫富委員 私は応募させていただいている側で、たくさんご迷惑をおかけして、何度も何度も領収書などについてのやり取りをさせていただいています。

説明会は前期、後期で1日していただいているのですけれども、そのほか、書き方の講

習をしていただきたいです。すごくいい事業をされている方がいるのですけれども、書類づくりに慣れていないがために審査に落ちてしまっていて、もったいないと思っています。ですから、説明会の後でも、希望される方への書き方の講習をしていただけたらうれしいと思っています。

例えば、私の知人の団体で、審査に落ちたけれども、何でだろうとずっと悶々としている方もいますので、審査委員の皆さんのご意見をつけていただけるのは団体にとってすごくいいことだと思って聞いていました。

もう一点、市民の傍聴の件についてです。

どんな団体がいつ話すかも分からないのに来るということはなかなかハードルが高いので、アーカイブ配信などをしていただくと、市民の方が気軽にユーチューブなどで見られるようなシステムとしていただけるといいのかなと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 配信も含め、こういった方法がいいかはまた考えたいと思います。

なお、説明会後の書類の書き方の講習など、次回からできることは行いたいと思います。

○事務局（神市民自治推進室長） 今の書き方のことについてです。

これまでうまく連携ができていなかったのも、まさに、この市民活動サポートセンターで書き方を教えるということはあるかと思っています。本庁だけではなく、ここにも職員がおりますので、どうやって書けばちゃんと審査に必要な書類が整うのかということも併せてやっていきたいと思っています。

また、プレゼンテーションについてです。

いろいろな助成金ものを見ますが、プレゼンをやっているものはかなり少なく、書類審査だけでやっているものが多いです。ただ、さぼりとほっと基金については、生の声を聞いて、それに対してやりたい、やってあげたいという気持ちからプレゼンテーションをしているのです。ただ、件数が多くなってしまうとどうしようかということがあるので、一旦、30万円で区切ろうということです。それでも、プレゼンテーションの機会を持って、自分たちの活動をPRできる場があるというのは非常にいいものだと思います。そのため、審査の負担の兼ね合いもありますが、この仕組みは残しておきたいという思いから、こうしております。

○倉知委員長 ほかにご質問やご意見はございますか。

○武岡委員 幾つかあるのですけれども、まず、資料2-2の右側の青色のところ、プレゼン審査にしても、書類審査にしても、団体から負担になっているとの声が多く寄せられているとありますよね。

でも、お金をもらうということはやはり大変なことだと思うのです。負担になってますという団体があるのかもしれないのですけれども、助成金をもらうためには必要なことだと思います。言った者勝ちといいますか、負担だと言っていたら負担が軽くなったみたいを受け取られないようにしたほうがいいのではないかと思います。

これには団体指定の書類審査のことが載っていますが、審査する側としては、よりよい事業にしていきたいので、ここをもっとちゃんと書いてください、はっきりと分かるように書いてくださいという意味を込めて質問をしているのです。でも、あまり効果がないのだなと分かりました。後から補足が認められるという誤解を与えている、あるいは、口頭でのご説明でもありましたように、いろいろと質問されたけれども、結局、助成はもらえたからもういいと受け取られているということを知り、かなり残念に思いました。

団体指定については来年度協議するということでした。寄附者の意向を最大限尊重するとはあるのですけれども、何回も申し上げているように、寄附者は、その分、税額控除してもらえらるわけで、助成金は税金とほぼ同じだと思うのです。だから、税金を使うのと同じぐらい慎重に使っていただきたい、大事に使っていただきたいと思います。ですから、寄附者の意向はもちろん大事ですけれども、何でもありだよというようにするのは違うのではないかと思います。

次に、資料2-2の左側の緑色のところで、今後、テーマ指定の質疑応答の時間を9分取ると書いてあるところについてです。今年度は7分でしたが、9分も要るのかなと思っています。

というのは、結局、質疑応答の時間で書類に書いていないことを質問してもらえらるから書類は不十分でもいいやと受け取られてしまうのではないかと思います。過去に、質問をしたら、書類に書いていないことを言い出されたことがあって、審査する側としては非常に困ったのです。口頭で、書類に書いていないことをやると言われたわけです。でも、それは口約束だし、この団体はそれを本当にやってくれるのだろうかと思ってしまったこともあるので、9分も必要かなと懐疑的です。

次に、今年度の前期審査の時だったと思いますが、我々、委員から今後の在り方について意見を言ってくださいと事務局から言われました。その時、ルール違反をするような団体というのはよくないので、そういうことをしたら申請できませんという仕組みにしたらどうですかということをお願いした記憶があります。

今日の資料ではそのことが出ていないのですけれども、この点についてはどうですか。

次に、資料2-2の左側ですけれども、今後、30万円以下の分野指定の申請については質疑応答をやらないということでした。質疑応答はなしで、書類だけで審査をする、けれど、団体に言いたいことがある時のことが気になります。2の通知の工夫のところの不交付決定団体に対して不交付の理由を通知しますと書いてあるのですけれども、交付をすることになった団体に対しても、こういうことに留意し、ちゃんとやってください、申請書類はこう書いてもらったほうがいいと思いますということをお願いするというのは事務局にとっては負担なのではないでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、最後の通知のことについてです。

不交付決定団体に対しては通知そのものを書こうと思っていたのですけれども、交付とした団体にも、今、委員コメントを別途つけておきまして、その中でこうしたほうがいい

ですというようなご意見は通知したいと思っております。

○事務局（川村市民自治推進課長） 次に、先ほどの疑義があるというか、不適切な団体は申請させないようにしてもいいのではないかということについてです。

今回、そこまでのご提案はしておりませんが、我々が事前のチェックをした上で書類審査していただくに当たっての補足情報として、そういったことも委員の皆様にはお知らせしたいと思っております。

また、不正を働いた者に関しては、助成金を交付したけれども、返してもらうという手段がありますし、あわせて、団体の登録を取り消すという手段も現状でありますので、委員とも相談しながら厳格にやっていかなければならないなと感じたところです。

○倉知委員長 テーマ指定の質疑応答の9分は変えたほうがいいのかと思われましたか。ひとまず、このままとしたほうがいいのかと思いますか。

○吉岡副委員長 9分は結構長いですよ。結構な質問ができますし、たくさん話す方だったらあっという間かもしれません。10分弱が必要かどうかについては今の武岡委員の発言でなるほどと思いましたけれども、従来どおりの7分でも十分だろうという感じですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、9分という時間設定としていますけれども、今年度のテーマ指定のやり取りを見ていると、書類上で読み取れないことに関する確認みたいなことがかなり多かったと思っています。それに時間を要しており、本質について聞けなかったのではないかということです。それで9分と設定しましたが、今後、我々が狙っている書面をきちんと整えてもらうということが浸透してきて、書面上から十分に読み取れるようになったら、本当の意味でのプレゼンテーションの効果が出てくると思いますし、今やっている余計な確認の時間がなくなると思うのです。

そういうことがうまく機能すれば、今回、9分を取るとしてはいますが、将来的には5分でいい、3分あれば十分などというような展開になってくればいいと思っています。取りあえず、疑義の確認の時間が結構あったということで9分というご提案とさせていただいております。

○吉岡副委員長 私は審査部会の委員ではないので、分かっていないのですが、9分というのは、平等を期すため、全団体に対して9分の持ち時間という感じでやっているのですか。そこまで厳密ではないですか。

○事務局（神市民自治推進室長） 最大9分です。質問がなければ3分で終わるかもしれませんが、ただ、時間となりましたら、そこで質問は終わりですとしています。

○倉知委員長 ほかに何かお話ししたい方はいらっしゃいますか。

○武岡委員 先ほど、不交付決定団体に対して委員の意見を通知することによって、例えば、前期に不交付になった団体が後期の応募をしてきて、それで生かせるからいいというようなことがあったのですけれども、今はそういうことが可能なのですか。前期に駄目だったところでも、敗者復活ではないのですけれども、申請するのはいいのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今は、1年度に1回の助成が受けられるという規定になっています。ですから、応募して不交付だった場合、助成を受けていないので、後期にチャレンジできるという仕組みになっております。

○武岡委員 そうですね。たしか、あったのです。前期に駄目だったところで、あまり変わっていないものを後期にまた出してきた団体がありました。下手な鉄砲も数撃ちや当たるのではないのだから、これはどうかなと思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今のお話はそうだと思うのですが、前期で落ち、委員の助言などをもらった上で後期に改めてチャレンジしてきましたというものがあっても、ちょっと改良を加えてきただけで全然変わっていないということであれば落とさせていただければいい話だと思います。

前期に駄目だったら後期も駄目とまでやってしまうのはちょっとどうかと思っているのですが、その道も閉ざしたほうがいいですか。

○倉知委員長 不交付団体に委員の意見を通知するのだから、再度、チャレンジして、言うことを聞いていなければ、はい、また駄目ですの話であって、チャレンジする勇気は認めてあげてもいいのではないですか。

○吉岡副委員長 また落とすことになってしまうかもしれないけれども、1回目が駄目だったら2回目は申請も駄目にして、次年度にというより、審査するほうは大変かもしれないですけども、門戸は開いておいたほうが良いと思いました。

皆様はいかがですか。

○武岡委員 ほかの委員の皆様のご意見もお聞きしたいですけども、私は、これだけ数が増えてきて、事務局にとっても負担になっているということがあったので、そう考えたのです。団体側は打ち出して送ればいだけなのでしょうからいいのですが、審査する側と事務局の労力的にどうなのかということです。

また、これも過去の話を蒸し返すようで恐縮ですけども、分野指定の助成事業は、1団体につき、1年度、1事業に限り助成を受けることができるというルールなのですよね。参考配付した資料の8番目にあるのは私が申し上げていることですけども、同一人物が別の団体名で、どうも類似性が高いといいますか、共通性があるような複数の申請を行っているというのはあまりよくないと思っています。でも、事務局としては、代表者が同一であっても別の団体であれば申請を認めるというようなお考えなのですよね。しつこいようですが、私はこれもどうなのかなと思っています。

プレゼンをやって、あるいは、書類を見ていると、同じ人物が何度も登場するのです。

○倉知委員長 でも、同じ名前、同じ団体で登場しなくなったと思ったら、代表を替え、別の人が登場するというような違う手段を取れば、もうどうしようもないのです。

○武岡委員 そうなのですけども、あからさまに「また来ちゃいました」みたいな感じで現れるのです。あるいは、後ろに付添いのように来たりもします。

○事務局（神市民自治推進室長） そういうものを含め、今回、事務局による事前チェッ

クを厳格化しているのです。当然、私たちはそういうものを知っていますし、そういった評価したものを皆様にお見せできると思います。

簡単に丸、三角、バツでやればいいのかいのですが、似たようなものがある、交付団体としては不適切ですということでバツと書くかもしれません。これは、事務局がそういった前情報をしっかり伝えて、最終的に委員の皆様が審査するという流れになってきます。それは書類審査もそうですし、プレゼンもそうです。今回、事務局としてそこまで踏み込んだ判断といいますか、事前のチェックをします。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、室長も言いましたけれども、武岡委員が言ったような疑義は我々も感じています。ただ、倉知委員長がおっしゃったように、たちごっこになる可能性もありますし、同じ人なのだけでも、違う団体で、似たような事業だったときでも、これは同じでしょうと言い切るだけの100%の理屈もないのです。

そこで、今、室長も言いましたけれども、そういった疑義も併せて参考情報としてお伝えしますので、加味して審査していただきたいと考えているところです。

○千田委員 戻ってしまうのですけれども、先ほどの前期が駄目だったから後期にということについてです。

コロナの事情により、前期1回だけの審査のときがあったと思うのです。そのときはプレゼン審査がなく、書面審査だけだったように思います。すぐにどうこうということではなく、公募は年に1回として、後期にやるような活動も含めて審査を全部してしまっただろうでしょうか。1年分がまとめて来るので、審査はとても大変だと思うのですけれども、そうすると先ほどの話は解決できると思いますか、何度もチャレンジしてくるものは避けられると思うのです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 前期、後期をやめて、通年で1回の募集にするということは可能だと事務局としても考えておりますので、もし委員の皆様がそちらのほうがよしいのではということであれば、ぜひとは言いませんが、できます。

○繫富委員 何度も審査していただいている繫富です。

4月に活動を始めてから、こういうニーズがあった、これが必要だというときに、後期に申請をさせていただくということがあるので、そのほうがやはりうれしいですし、活動費が欲しい団体としてはありがたいと思っております。

団体としては事業の年度の計画をちゃんと立てなければいけないということも分かっているのですけれども、どうしても臨機応変に事業をしていくということもあり、後期があるとありがたいです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、繫富委員がおっしゃったような考え方の下に前期、後期と設定しているのですが、それをどうされるかというのはご議論をいただいてもいいかなとは思っています。今、下宮からも言いましたけれども、1回ということであれば事務局の負担は格段に下がると思います。ただ、それが目的ではないので、この助成金が団体にとってどう使われるかがメインで、附属としての審査のやり方が効率的になればいい

い、事務局の負担が減れば良いということですので、そういった観点でご議論をいただければと思います。

○吉岡副委員長 先ほどの前期と後期の話で、今の1回にするというような議論も含めてのことです。

不交付決定団体にも交付団体にも委員のコメントをつけ、しっかりと通知するということを充実させていきたいと思いますというお話でしたよね。でも、せっかくコメントを書いたのに、あまり変わらずに後期も応募してくるところには委員の指摘が全然反映されていませんというような厳しいコメントをお返しする、何度も返すことになるかもしれないですけども、ひとまずはそうして、力をつけてもらうという対応にしていくしかないのであろうかと思いました。

○倉知委員長 プレゼン審査は始まった当初から前期、後期の2回でしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 確認したのが10年前までですが、10年前からは前期、後期で、何だったら冬期というものもありました。

○倉知委員長 今後、検討しようということでひとまず進みますか。まだどうしてもしゃべりたい方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、議題1については、今の皆さんのご意見も踏まえ、さぼーとほっと基金の見直しについては事務局の説明のとおりに進めていただくという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、本日の議事は以上になります。

委員の皆様から何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 連絡事項

○倉知委員長 続いて、連絡事項についてです。

事務局から何か説明等がありますでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 連絡事項についてです。

次回の促進テーブルの会議は、12月の開催を予定しております。引き続き、さぼーとほっと基金の見直しに関して議論していただきたいと考えておまして、議題は申請と報告についてを予定しております。現在、日程を調整中でして、決定次第、改めてご連絡させていただきます。

○倉知委員長 それでは、事務局の連絡事項について質問等がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 ほかに連絡事項がある方はいらっしゃいませんか。

○吉岡副委員長 今日、15時から17時までという予定でしたよね。でも、これで終了ということになるのですか。

○倉知委員長 はい。

○吉岡副委員長 武岡委員から、団体指定のことを何とかしたほうがいいのではないかと
いうご意見もありましたよね。それは次年度にということで話し合っはきましたけれど
も、まだ時間があるのだったら、そういう時間の使い方であってもよかったなという印象
を持ちましたので、お伝えしておきます。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事務局内部での議論がまだ十分ではなく、また、ご
説明の資料がご用意できていないので、順にご議論をお願いできたらと考えておりました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今日、こんなに議論がスムーズにいくのであれば、
時間を遅らせればよかったと反省しております。申し訳ございません。

○倉知委員長 終わりにしていいですか。

○千田委員 それであれば、年に1回について、皆さんの意見を聞きたいと思います。も
しかしたら幾つかは解決できることもあるかもしれないので、どうでしょうか。

○妻倉委員 審査するほうとしては1回でもいいと思います。でも、審査される側のこと
も考えました。私も審査される側のときが結構あるのですけれども、1年間の計画はなか
なか立てられないのです。ですから、できれば2回あったほうがいいなと思っています。
いろいろな助成金があるのですけれども、年に1回でして、申請できないときがあるので、
この事業については年2回がいいと思います。

○千田委員 ちなみに、ほかの助成も年に1回が多いということですがけれども、ほかも春
ぐらいに申請し、審査されて決まるのですか。

○妻倉委員 道内の小さいものであれば、5月ぐらいに申請して、8月か9月にいただけ
るものもあるのですけれども、大体は春から秋にかけての申請で、物やお金がもらえるの
は年明けです。年度内にもらえたらいいほうで、遅いものは4月ぐらいになってしまう感
じです。

○千田委員 結果は5月ぐらに出るのですか。

○妻倉委員 早いものは5月で締め切られ、6月か7月ぐらに結果が出て、8月末ぐら
いにいただけるものもあるのですけれども、これはまれかなという感じです。大体、半年
ぐらにはかかります。

○千田委員 合否がはっきりするのはいつですか。

○妻倉委員 合否がはっきりするのも遅いです。申請から何か月もかかって結果が出る
という感じです。

○千田委員 この助成へのニーズというのは、例えば、ほかのところに申請し、前期にこ
ちらでもらおうと思っていた人たちが落ちてしまって、後期のあるさぼーとほっと基金に
というようなニーズもある程度あるのですか。

○妻倉委員 さぼーとほっと基金のようなものに申請したことがないですが、あるかもし

れません。どちらかという、物をいただくところに申請しています。それも考えて登録しようかなと思っているのですけれども、そうすると分かれていたほうがいいということです。

審査する側からしたら、どちらでもいいです。

○事務局（神市民自治推進室長） 助成団体によって、公的なものであればこうだ、民間がやっているところはまた違うなど、私もいろいろと見ていますけれども、いろいろなのです。いつ申請するのか、決定するのかもばらばらで、その中から自分たちに合うものをセレクトするのかなと思っています。一概にどこも一緒だという感じではないですね。

○下山委員 ほかの助成金の云々を考える必要はないかと思うのです。さぼ一とほっと基金でどう助成金をさせていくかということですよ。利用者の方と言ったらおかしいですけども、受ける方から、スタート時は必要ないと思っていたものの、始めてみたらこういうものも欲しくなった、そうしたときに後期があると分かり、書類を出したいという意見があるということなので、それも生かしてあげてほしいと思います。

また、書類作成上の負担についてです。

確かに、現金をいただくわけですから、書類は厳しくあるべきだと思います。かといって、申請する方にあそこの書類作成は難しく面倒だというイメージを持ってもらいたくないとも思います。でも、確かに、そういうことをするとき、お金だけをもらおうとする人間が世の中にはいるのです。それを吟味することを事務局に任せるのは確かに難しいことだと思いますし、そうしたことが頻繁に起きたら詐欺事件ですよ。まず、事務局の方が分かる範囲でチェックし、ここは助成金をあげていい団体ではないという判断だけで、それ以上のことは事務局も難しいかと思っています。

ただ、助成金というのは市民の方からサポートしたいということでしたらお金ですので、よい形で皆さんに使われていますといいですか、こういう活動がありました、こういうものに使いましたとホームページに提示していただければ提供された方も納得すると思われま。このようにして、出す側、受ける側の理解の下、今後ともサポートが続けばいいと感じております。

○武岡委員 特段、何か強く主張したいことはありません。ただ、助成を受ける団体からすれば機会はたくさんあったほうがいいでしょうから、今までどおり2回を維持してほしいということになるのだらうと思いますが、1回にすれば確かに審査は楽になるなという気はします。でも、そうする場合、年度の当初から使えるようにしてあげたほうが団体にとってもよろしいのかなと思いました。

今、前期のプレゼンは4月末ぐらいですか。審査を前年度のうちにするのは難しいのですか。もちろん、あらかじめ、団体には事前に周知しなくてはいけないとは思いますが、いかがですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 前年度のうちに審査まで持っていくことはできなくはないです。でも、例えば、今年度であれば、令和6年度の事業報告が年度末にか

けてたくさん上がってきます。その審査業務と並行しながら、令和7年度の申請の書類を我々が事前に見なければいけなくなります。このように時期が完全に重なりますので、正直なところ、相当な負担になることは間違いないです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） また、事務局で分かっている団体の概要といいますか、状況を委員にお伝えしようとしても、並行してやっていくことになるので、前年度のここがまずかったですということを委員の方にお伝えするのが1年たってからとなってしまうことが出てきてしまうと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 正直、今、4月下旬でやっているものでも、前年度の事務と当該年度の事務がかぶっています。後ろにいる人間は、毎日、深夜近くまで残業している状況です。今、顔が曇っていますけれども、ちょっと厳しいなというのが正直なところですよ。

そうであれば事業報告を前倒ししてもらおうということも考えなければなりませんけれども、年度末に行う事業であれば、それは致し方ないので、二つ返事でそれはいいですねとは申し上げられないです。

○武岡委員 ご事情はよく分かりました。

今、報告書は年度末までに出せばいいということになっているのですか。それとも、事業を実施してから何か月以内かでしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事業終了後、1か月以内、もしくは、3月31日、どちらか早いほうまでです。10月末に終わる事業であれば11月末までに出さなければなりませんし、3月末までとなっている事業は3月31日までに出さなければなりません。

ただ、提出期限のぎりぎりに書類をつくって出してくる団体が多いので、年度末までを希望している団体は年度末に集中してしまい、それこそ、3月31日にどっと出てくるというようなことが多い状況です。

今年度からは、前期の事業期間は1月末までとしているので、これまでよりは書類が出てくるタイミングが少し早くなるかなと思うのですが、それにしても、1月末までの前期の事業期間のものについては2月末が提出期限になり、そのため、3月中にその確認をするということになります。

○倉知委員長 変えることは難しいですね。

○千田委員 皆さん、ご意見をありがとうございます。

申請される側の本当のご意見を聞いて納得したところです。状況を見ながらということですね。前期に落ちてしまっていて、後期に同じもので出す方が減れば、そもそもそういう検討もしなくていいかと思います。

○倉知委員長 まとめてくださって、ありがとうございます。

もし変えるとなったら、事務局のスケジュールも全部を入れ込んで、どこがどうなるとやらないと変えることもなかなか厳しいのかなと思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、4月から間に合わせるために次の年度分の審査を年度末にやるというスケジュールを前提にお話ししたのですが、それをもっと前倒しする、年内に次年度の審査をやってしまうぐらいまで早めるのであれば、逆にやりやすくなります。

ただ、そうなると、申請してくる団体がかなり早い段階で物事を組み立てなければならぬので、そことのニーズとはマッチングしないかもしれません。

○妻倉委員 報告書については、年度末ではなく、事業終了1か月以内でいいと思うのですが、ちょっと優しさを持って2か月以内ですね。その期限を超えてというか、期限までに提出しないものについては、例えば、何%かを返金してもらって、次年度の申請は受け付けませんなど、何かすればいいのかなと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、報告書の提出期限は1か月以内と決めていて、出てこない団体には事務局から催促しているところです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 事業の終了予定が3月末の場合、事業報告書の提出も3月末までとなりますし、事業の終了を年度末までと設定している団体が多いので、そこは難しいかなと思います。

また、妻倉委員がおっしゃってくれた出してこない人にペナルティー的なことを課すということについてです。すごくいいなと思う反面、恐らく、それに対応してくれないのです。それを説明して、返金してもらおうとしても絶対にスムーズに返金してもらえませんので、多分、逆に事務負担になるだろうと想像しています。

そういうことであれば次年度の申請は受け付けませんということは議論の余地があると思いますけれども、今のところ、そうした提案をするつもりはないのです。ここは報告書を出すこともちゃんと期限を守らないなども審査の時点で予備知識として我々からお伝えをさせていただきますので、それを加味してご審査をいただければと思います。

○倉知委員長 今まで出た皆様の意見を今後に生かせればいいですね。

4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル第3回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上